

国民健康保険料還付請求書 記入例

還付請求金額		
区処理欄	内訳	
一退		
現年	滞繰	償還

郵便番号
157-8766
世田谷区世田谷4丁目21番21号

① 令和 年 月 日

世田谷区長あて

国民健康保険料還付金として、上記の金額を請求し、次のとおり振込みを依頼します。

世田谷 太郎

- ② 登録済の公金受取口座に振込みを希望します。(裏面をご記入ください。)
 以下の口座に振込みを希望します。

通知書番号	記号番号	還付金額	還付決定日

③

金融機関コード		店番号	9	9	9				
振込先金融機関	〇〇	銀行・信用金庫 農協・信用組合	△	△	支店				
預金種目	① 普通 2 当座 (〇で囲む。)	口座番号	9	8	7	6	5	4	3
口座名義人フリガナ	セ タ カ ヤ タ ロ ウ								
氏名	世 田 谷 太 郎								
連絡先電話番号	03(5432)1111			本人との続柄	本人				

④ 委任状 (請求人(世帯主)と口座名義人が異なる場合のみご記入ください。)

上記の国民健康保険料還付金の受領の権限について、上記又は裏面に記載の口座名義人に委任します。

年 月 日

請求人(世帯主)	住所 (-)
	フリガナ
	氏名
	電話番号 ()

- ⑤ これから支払う保険料又は未納の保険料への充当を希望します。

以下をご記入ください

- ① 提出日
- ② どちらかに (チェック)。
公金受取口座への振り込みを希望する場合は裏面を記入(③は記入不要)
公金受取口座以外への振込み、または公金受取口座を未登録の場合は③を記入。
- ③ 振込先金融機関
公金受取口座以外へ振込みを希望する場合は、請求人(世帯主)の口座を記入。
 ※請求人(世帯主)以外(会社等も含む)の口座への振込を希望する場合は、
 必ず請求人(世帯主)が④の委任状を記入。

○金融機関名、支店名、店番号、口座番号(右詰め)、口座名義人(フリガナ)

- ・口座名義人のフリガナは、姓と名の間は1マス空け、濁点、半濁点は一文字として記入してください。外国人等で、アルファベットで登録をしている(カナ登録をしていない)場合は、アルファベットでご記入ください。
- ・ゆうちょ銀行を指定する場合は、通帳等に記載されている振込専用の店番号(3桁)、口座番号(7桁)を記入して下さい。

○連絡先電話番号 日中に連絡可能な番号

○本人との続柄 請求人と口座名義人のご関係

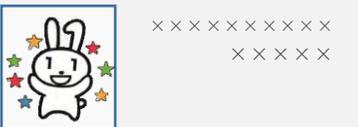
- ④ 委任状
 日付と請求人(世帯主)の住所、氏名(フリガナ)、電話番号

- ⑤ これから支払う保険料や未納の保険料への充当を希望される方は、
に (チェック)をつけてください。
ただし、保険料が確定していない場合や、未納保険料がない場合は、還付となりますので③の振込先口座をご記入ください。
充当してもなお、還付金が残る場合、残りの金額は③の口座あて振込みます。

※振込は、お客様が請求書を返送されてから1箇月ほどかかります。
 入金確認は、金融機関での通帳記載により確認をお願いいたします。
 ※国民健康保険料の還付金は、還付決定日から2年を経過すると時効により受け取れなくなります。(国民健康保険法第110条)

記入例

こちらの面は、表面で「登録済の公金受取口座に振込みを希望します」にチェックを付けた方のみご記入ください。

① 金受取口	フリガナ	セタガヤ タロウ										
	口座名義人 氏名	世田谷 太郎										
② マイナンバー (個人番号)	※請求人(世帯主)以外の公金受取口座を指定する場合は、請求人(世帯主)の方が表面下部の委任状欄もご記入ください。											
	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2
③ 生年月日	大 平・改訂	23	年	4	月	5	日	④ 連絡先 電話番号	03 (5432) 1111			
	表面(顔写真がある面)						裏面(マイナンバー(個人番号)記載面)					
⑤	世田谷 太郎 東京都世田谷区世田谷4丁目27番21号 											

【注意事項】

- ・「登録済の公金受取口座に振込みを希望します」にチェックを入れた場合は表面の振込先金融機関欄への記載は不要です。表面の振込先金融機関欄に記載がある場合は、記載された口座を優先します。
- ・公金受取口座の情報は、区の請求書処理日現在で登録されている内容に基づき、処理を行います。公金受取口座を新しく登録または変更された場合は、必ず登録・変更処理が完了してから請求書をご送付ください。(マイナポータルの「申請状況照会」から処理状況が確認できます。)

今後の保険料の支払い・還付金の受取りには

口座登録が便利です!

口座をご登録いただくと、月末に保険料が自動で引き落とされ、毎回納付書でお支払いいただく手間がかりません。還付金も自動的に口座へ振り込まれます。

口座のご登録はこちら



公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。詳細につきましては、マイナポータルをご確認ください。

マイナポータル



※表面で「登録済の公金受取口座に振込みを希望します」にチェックを付けた方のみ以下をご記入ください。

- ①口座名義人の氏名
※請求人(世帯主)以外の口座を指定する場合は、表面下部の委任状欄に請求人(世帯主)の委任状が必要です。
- ②12桁のマイナンバー(個人番号)
- ③口座名義人の生年月日
- ④日中に連絡可能な口座名義人の連絡先
- ⑤口座名義人のマイナンバーカードの写し(両面)を貼付
※必ず記載の文字等が判別できるものを貼付してください

※公金受取口座とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座をいいます

※公金受取口座への振込みを希望する場合、個人番号を基に口座情報の照会を行うことに同意したものとみなします。

還付金詐欺にご注意ください!

区の職員が、ATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません